

だれ あんしん く 誰もが安心して暮らせるまちへ よ そ せせ ～寄り添い、支える～



ほんし だれ あんしん く ちいきしゃかい めざし
本市では、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を目指して、
はつかいちしはんざいひがいしゃとう しえんじょうれい せいいてい れいわ ねん がつ にち しこう
「廿日市市犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和7年4月1日に施行しました。

じんけんけいはつ 人権啓発シリーズ しあわせに生きたい No. 36

現代社会においてさまざまな犯罪が後を絶たないなか、誰もが犯罪被害に遭う可能性があります。しかし、犯罪に巻き込まれた被害者やその家族への社会の理解、支援は十分なものとはいえません。あまりに突然の予期できないことについては、人間は対応できません。体も心も動かないものなのです。不幸にして犯罪被害に遭われた方やその家族、遺族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、精神的ショックや経済的困窮、周囲の方の配慮のない対応など事件後に直面するさまざまな問題に苦しめられることが少なくありません。犯罪による被害に、いつ、どこで誰が遭うかわかりません。住み慣れたまちで安全・安心に生活を送るため、私たちができることを考えてみませんか。市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり。…そんなやさしい廿日市市を目指しています。

に じてき ひがひ ぞん 二次的被害をぞ存じてですか

にじてきひがひ はんざいひがいしゃとう しゅうい もの はいりよ か げんどうふうひょう インターネットその他の通信手段を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材及び報道等により被る精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の害をいいます。

犯罪による被害は、命を奪われる、身体を傷つけられる、財産を盗られるなどの直接的な被害ではありません。例えば、無責任なうわさ話やSNSへの投稿をしないなど、二次的被害を生じさせないよう一人ひとりの行動が大切です。

また、周りの方が励ましのつもりでかけた言葉が、被害者の方やご家族を傷つけ、回復を妨げてしまうことがあります。

にじてきひがひ れい 二次的被害の例

- × 無責任なうわさ話やSNSへの投稿
- × 配慮のない言動の例
 - ・決めつけてしまう
 - 「あなたは強いからだいじょうぶですよ」など
 - ・安易な励ましやなぐさめをしてしまう
 - 「早く忘れて前向きに生きては」「元気を出して」など
 - ・被害の状況を人と比べる
 - 「もっとつらい人がたくさんいるよ」「命が助かっただけでも良かった」など



たいせつ 大切なことは 「寄り添う気持ち」です

日常生活を取り戻すまでの道のりは、一人ひとり違います。その方の気持ちや起こっている出来事を理解し「寄り添う」ことや「いつもどおり、自然に接する」ことが大切な支援となります。

ちいき 地域のみなさんの チカラが必要です

犯罪被害に遭われた方やご家族が住み慣れた地域で安心して日常生活を取り戻すためには、地域の皆さんの理解と支えがチカラになります。地域全体で支えるため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

し はんざい ひがひ しゃ とう そうごう そうだんまどぐち
市の犯罪被害者等総合相談窓口
生活環境部人権・市民生活課
(0829) 30-9136

はんざい ひがひ しゃ とう かん そうだんまどぐち 犯罪被害者等に関する相談窓口

こうえきしゃだんほうじんひろしま ひがひしゃ しえん せんようでんわ
公益社団法人広島被害者支援センターでは専用電話相談を開設しています。
犯罪・事故の被害者やそのご家族をサポートします。

せんようでんわ そうだんむりょう ひみつげんしゅ
専用電話【相談無料・秘密厳守】
(082) 544-1110

相談の内容は決して漏れることはありません。安心して相談してください。

- 相談実施日
月曜日～土曜日
9時から17時まで
(祝日、8/13～16、12/28～1/4を除く)

- その他、ご希望に応じて
面談相談(要予約)
※必要に応じて、弁護士・臨床心理士の専門家が対応します。



誰もが安心して暮らせるまちへ

「**もし、自分や大切な人が犯罪被害に遭ってしまったら…**」
犯罪被害は誰にも起こりうる問題です。市では、犯罪被害に遭われた方やご家族の心に寄り添い、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を自指して、「**廿日市市犯罪被害者等支援条例**」を令和7年4月1日に施行しました。

廿日市市犯罪被害者等支援条例の基本理念

- 市は、犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重して支援を行います。
- 市は、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて必要な支援を適切に行います。
- 市は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるように、必要な支援を途切れることなく行います。
- 市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携・協力しながら支援を進めます。

市の責務

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定及び実施します。

市民等の責務

犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解を深め、二次的被害や地域社会での孤立への配慮、犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めます。

事業者の責務

二次的被害への配慮、犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めます。



条例に基づく主な支援内容

- 次の①～③の支援について
- 【対象期間】 令和7年4月1日以降に発生した犯罪被害
 - 【対象者】 犯罪被害により死亡した方の遺族または重傷病（療養期間が1か月以上を要する負傷または疾病）を負った方又はその家族（③市営住宅への一時入居は対象者が異なります）
 - 【条件】 被害届が警察に提出され受理されたもの
 - 【その他】 支援内容ごとに、対象者、申請の期限等の要件あり（犯罪被害者等支援総合相談窓口にお問い合わせください）

- 見舞金支給**
犯罪被害者等に対して見舞金を支給します。
・遺族見舞金 30万円 ・傷害見舞金 10万円
- 日常生活の支援**
犯罪被害により家事や介護など日常生活が困難になった被害者の方に日常生活の支援を行います。
・家事・介護費用助成（家事及び介護に関するサービス利用料の一部を助成します。）
家事2,500円/時間、介護3,900円/時間（上限）80時間まで
・一時保育費用助成
（児童の家庭での保育が困難となった場合に一時預かり事業の利用料の一部を助成します。）
子1人につき、2,000円/日（上限）14日まで
- 居住の安定に向けた支援**
犯罪被害により現住居に居住することが困難になった場合に、転居費用などを助成します。
・転居費用助成 1件につき、20万円（上限） ・市営住宅への一時入居など



犯罪被害者等支援総合相談窓口
廿日市市生活環境部人権・市民生活課
TEL 0829-30-9136
月～金 8:30～17:15
(祝日、年末年始を除く)

犯罪による事件・事故の被害に遭われたことが原因で日常生活などにお困りの際は、自分や家族だけで抱え込まないで、ご相談ください。

関係機関との支援体制

犯罪に遭われた方やご家族が1日も早く日常生活を取り戻すことができるように相談内容や状況に応じ、各関係機関と連携し、途切れることのない支援を行います。

廿日市市
広島県 広島市 広島警察
(公社) 広島被害者支援センター

条例制定にあたって、犯罪被害者家族の思い

北口 忠さん

廿日市市では「廿日市市犯罪被害者等支援条例」が令和7年4月1日に施行されました。突然、犯罪被害に遭った被害者や被害者家族には、大変に心強く頼りになる条例だと感じています。

犯罪被害はさまざまで、遭わないことが一番重要ですが、もしも遭った時には少しでも平穏な生活を取り戻すために条例による支援を活用してください。

条例があることを知らない事も問題となりますから、一人でも多くの人を知ることができるよう、市には条例の周知について力を入れて取り組んでいただくようお願いいたします。

私自身の想いをお伝えすることで、犯罪被害に遭わないために大切なことと、被害者家族の想いが少しでも皆様に理解していただければ幸いです。

まずは、被害者にならないために、特に重要であると考えられる6点について、皆さんには是非実行していただきたいと思っております。

- 家の戸締り**
必ず鍵をする癖をつけてください。ゴミ出しなどの短い時間でも不審者の侵入を防ぐ事が重要です。
- 地域での挨拶運動**
見知らぬ人に対しての挨拶も重要です。

- 不審者は顔を見られることを極端に嫌うため、目を見て挨拶をすることで犯罪を発生させる確率が低くなると考えます。**
- 学校への通学路**
小学校では、安全マップ作りで通学路のどこに危険な場所があるのかを子ども達に教えていると思います。
- 距離の確保**
しかし、学校任せにしないで、できれば保護者として一緒に歩いて確認することが大切です。
- スマートフォンの使用**
知らない人から声をかけられた時には、相手に捕まる事がない距離の確保が重要です。相手との距離が近いと感じた場合は、離れるという動作をしてください。
- 夜の一人歩き**
不審者の行動や考え方は不明です。周りに気を配り、不審者などを見かけたらずぐに110番通報をするなど、危険を回避するために活用してください。

自分の経験から被害者や被害者家族が、元通りの生活に戻りたいと考えても全ての面で戻ることが無理です。

そのような中でも、皆さんに対して大きく感謝している二つのことと、皆さんに絶対に経験して欲しくないことをお伝えします。

【感謝してらんと】
【変わらぬ接し方】
今までどおりに生活ができるのは、地域の皆さんが被害に遭う前と変わらずに接していたにいますお陰です。

そのようにしていただけなかつた場合、同じ場所でも住み続ける生活は無理だったと思うので感謝するばかりです。

○事件解決のご協力
我家の場合、事件が解決するまで約16年の年月がかかりました。未解決事件で、一番嫌なことは事件の風化です。

皆さんには、解決するまで事件に関心を保持していただいたことにも感謝するばかりです。

○皆さんに経験して欲しくないこと
○裁判所の法廷内
裁判所の法廷内では、加害者と被害者家族が同じ空間で同じ空気を吸います。加害者の罪が大きいほど、一緒に居たくないですから、皆さんには絶対に経験して欲しくありません。

最後に、最も重要なことは、被害者や被害者家族にならないことです。

犯罪被害などに遭い支援が必要になった場合は、条例に頼ることも必要ですが、そもそも犯罪被害者等の当事者にならないよう、条例とは無関係な人でいてください。

皆さんがこれからの将来、辛く哀しい想いで過ごすより、笑って過ごす人生を歩むことができるよう願っています。

犯罪被害者のご家族
平成16年10月に廿日市市で起きた事件で当時高校生だった娘さんを亡くされました。その後10年以上にわたり未解決の状態が続きましたが、平成30年4月に犯人が逮捕され、令和2年4月に刑が確定しました。現在も犯罪被害者等が置かれた立場や命の大切さを訴えるための講演活動が続けておられます。

きたぐちただし 北口 忠さん